

## 訴訟援助申請書

西暦 2020 年 5 月 1 日

一般社団法人自然の権利基金 御中

下記のとおり助成を申し込みます。

### 第 1 申請者 (※必須)

【グループ名】 嘉徳浜弁護団

【所在地】 〒453-0015 名古屋市中村区椿町 15 番 19 号

学校法人秋田学園名駅ビル 2 階

弁護士法人名古屋 E & J 法律事務所

T E L 052-459-1750

F A X 052-459-1751

E-mail : [watanabe@green-justice.com](mailto:watanabe@green-justice.com)

【代表者名】 籠橋隆明 (渡部貴志)

### 第 2 訴訟の内容 (※必須)

訴訟名 (「正式名称」及び「略称」) 嘉徳浜護岸工事公金支出差止等請求事件  
<提訴日 2019 年 3 月 27 日>

#### 【訴訟概要及び進捗状況 (500~1,000 字程度)】

嘉徳浜は、奄美大島南部、鹿児島県大島郡瀬戸内町嘉徳にある、奄美大島・琉球列島でも珍しい、人工物のない自然のままの海岸です。

嘉徳浜は、アオウミガメとアカウミガメが産卵のために上陸しているほか、また 2002 年には、絶滅危惧種のウミガメであるオサガメがここで産卵しています (日本での産卵は、同所でしか確認されていません)。

そのような美しい場所に、現在、長さ 180 メートル、高さ 6 メートルという巨大な護岸が設置される計画が進んでおり、生物・自然環境への大きな影響が予想されます。

本件の護岸工事計画は、平成 26 年の台風で海岸線の侵食が発生したことに端を発しますが、その点ばかりに着目され、そのそもその原因の究明を行わず、その後の砂の回復経過など本来であれば最も注視しなければならない事実経過について正確に把握をしないままに決定されています。現に砂は回復しており、一時的な侵食であったことは明確です。

私達は、絶滅危惧種も含め多くの生物が生息し、貴重な自然環境を有している嘉徳浜に早急にコンクリート護岸を設置することに反対し、無用な工事を食い止めるために住民訴訟を 2019 年 3 月 27 日に提起しました。その後、裁判は現在まで継続しています。

現在、護岸工事は一時中断されています。これは、ウミガメの産卵をきっかけとするものですが、孵化時期の過ぎた今もなお工事は再開されていません。これには、私たち弁護団及び住民らの住民訴訟の影響も大きいと考えております。

もともと、あくまで一時中断であり、行政は工事の撤回を決めたわけではありません。私たちは、裁判の手続の中で、現在計画されているようなコンクリート製護岸は必要ないことを明らかにしていく必要があります。

そこで私たちは、県側が主張するように自然を壊してまで巨大なコンクリート製の護岸を作るしか方法はないのか、現在計画されているような護岸を作ることはかえって有害で住民の安全を脅かすのではないのか、海岸工学の専門的な見地から検討したいと考えてきました。そして、この度、海岸工学の見地から専門的かつ詳細な調査と分析が可能な日本有数の専門機関である海岸研究室有限会社に、嘉徳浜の状態や経年変化に関する調査を依頼

しました。

現在、調査は進行中ですが、私たちの住民訴訟、嘉徳浜の未来にとって有意義な結果を得ることができると考えております。

### 第3 訴訟の目的及び意義 (※必須)

私たちは、嘉徳浜という貴重な自然環境・生物環境が残る海岸を、不十分な検討のみでコンクリート製の人工物で改変してしまうという県の事業の在り方を問い、価値のある環境を将来の世代に受け継いでいこうと考え、工事費用支出の差止めを求める住民訴訟をはじめとする様々な行動を起こしています。

嘉徳浜は、川と海が混じり、奇跡の自然を残す唯一の海岸であって、このようなありのままの姿が残されているところは、他には存在しません。これは、一度でも嘉徳を訪れば容易に理解でき、この豊かな自然を調査不足等の理由で失うことは絶対にあってはなりません。コンクリート製の護岸は、嘉徳、奄美の持つ未来の可能性を失わせてしまいます。世界自然遺産への登録を目指すことと自然を活かした対策を十分に検討せず、コンクリート製の護岸工事を進めようとするのは、相容れません。

鹿児島県は直ちに本件護岸工場の根本的な見直しを行わなければならない、住民訴訟は勝訴のみならず、見直しのきっかけとなることも目指しています。そして、嘉徳浜で現在行われている専門調査は、嘉徳浜の未来を考える上で必要不可欠であると考えております。

### 第4 助成を必要とする理由 (※必須)

本件住民訴訟の原告らや支援者らは、金銭的に余裕がなく弁護士費用も捻出できないほどであって、十分に活動することが困難な状態にあります。

護岸工事は、現在一時中断されていますが、嘉徳浜に危機が迫っている状況には変わりありません。今回の住民訴訟や工事の差止めを実現させる上で必要になるのが、①資金の課題と②人的ネットワークの課題です。

嘉徳浜の保護及び集落の住民の安全の実現のためには、この問題に対して賛同する方を集める必要があるほか、支援者らを集めた住民集会・記者会見や嘉徳浜での専門的な海浜調査も必要となります。

専門調査費用については、クラウドファンディングを実施し、その一部を集めることができましたが、それでも満額には遠く及びません。また、弁護団がこれからも訴訟を継続していく上での弁護士費用については、住民らに一切負担をしてもらっておらず、常に手弁当で弁護士らが支出している状態にあります。

そこで今回、この取り組みに賛同くださる自然の権利基金にも特に弁護士費用の観点からご支援いただきたいと考えております。

### 第5 その他

- 1 助成金は訴訟費用（弁護士・専門家の旅費交通費、謝礼、調査費用、訴訟関係資料のコピー代、印紙代等、通常弁護士が依頼者より実費として徴収する範囲）として使用します。
- 2 費用の用途について、求めに応じて報告します。
- 3 訴状・最終準備書面・判決を、「自然の権利」基金にPDFなどで提出します。
- 4 『「自然の権利」基金通信』掲載のために、年1～2回程度、記事を提供します。
- 5 訴訟の期日をお知らせします。
- 6 「自然の権利」基金のチラシをニュースへ同封するなど、「自然の権利」基金会員拡大に協力します。
- 7 助成金は、下記の口座に振り込まれることを了承します。当該口座は、弁護団が直接管理しています。(※必須)

(銀行名及び支店名) 三菱UFJ銀行 名古屋駅前支店

(口座種類及び番号) 普通 6563749

(口座名義) 弁護士法人名古屋E&J法律事務所 預り口 代表者 籠橋隆明

(フリガナ) ベンノカゴヤイアントシエイトウツシムシヨ アスカグチ タイヒョウシヤ カゴハシカアキ

- 8 弁護団に参加している弁護士は、以下の通りです。(※必須)

籠橋隆明  
吉浦勝正  
和田知彦  
杉田峻介  
山本美愛  
西岡治紀  
満村和樹  
上野孝治  
渡部貴志

(お手数ですが、全ての先生をフルネームでお知らせ下さい。大勢いらっしゃる場合は、一覧を裏面や別紙に印刷していただくか、別途下記メールまでお伝えください。(f-rn@green-justice.com)

## 第6 助成申請金額

金10万円以上

上記金額を設定された根拠(簡単な内訳)もお伝えください。

可能であれば、上限額をお願いしたいと考えております。

理由としては、鹿児島地裁で提訴しており、出廷のための交通費等も遠方のため高額となるからです。また、現地視察等も必要であり、それにも旅費が必要となります。

以上